

専用水道の適正な管理について

平成 25 年 4 月

大館市 建設部 水道課

専用水道の設置者は、専用水道を運営し、給水を行うにあたっては、供給する水の安全性を確保するため、水道の管理について技術上の業務を担当する水道技術管理者を置き、水道施設を適正に管理しなければなりません。

なお、水道管理業務は、政令で定める要件を満たす者に委託することもできます。

また、水道施設の管理以外にも、先に届け出ている設置者等の変更、水道施設の増設・改造・新設、専用水道の廃止等があったときは、市長への届出等が必要となります。

この手引きは、主に専用水道の適正な管理についてとりまとめたものになります。

専用水道の設置者の皆様におかれまして、ご参照もしくは今一度ご確認いただきまして引き続き安全な水の供給へのご理解とご協力をお願いいたします。

何かご不明な点などありましたら、ご連絡ください。

大館市 建設部水道課 給水計画係 (tel : 43-7090 / fax : 55-1186)

～ 専用水道の適正な管理について(概要) ～

1. 水道技術管理者の設置
 2. 定期及び臨時の水質検査の実施
 3. 原水に係る検査の実施
 4. 定期及び臨時の水質検査の委託
 5. 水質検査計画の策定
 6. 健康診断の実施
 7. 衛生上の措置
 8. 業務の委託
 9. 記載事項の変更
 10. 施設の増設・改造・新設
 11. 専用水道の廃止等
 12. 給水の緊急停止
 13. 報告の徴収及び立入検査
- (参考／専用水道の管理に係る届出等)

※ この手引きに関連する法律等は次のとおりです。

「水道法 (昭和 32 年 6 月 15 日法律第 177 号)」以下、法という。

「水道法施行令 (昭和 32 年 12 月 12 日政令第 336 号)」以下、法施行令という。

「水道法施行規則 (昭和 32 年 12 月 14 日厚生省令第 45 号)」以下、法施行規則という。

「大館市専用水道等の設置等に係る事務手続等に関する規程(平成 25 年 3 月 18 日)」以下、管理規程という。

1. 水道技術管理者の設置（法第34条第1項において準用する法第19条）

必要な届出 → **水道技術管理者設置(変更)届** ～ 管理規程第2条第1項

専用水道の設置者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、法施行令で定められた資格を有する水道技術管理者を1人置かなければなりません。

その場合、専用水道の設置者が、自ら水道技術管理者となることも可能です。

なお、水道技術管理者を設置または変更したときは、速やかに届け出てください。

〈水道技術管理者の資格〉法施行令第6条

卒業等した 学校等の種類	課程及び学科目区分／水道に関する技術上の実務従事経験期間			
	土木(工学)科またはこれに相当する課程		土木工学以外の工学・理 学・農学・医学・薬学等	工学・理学・農学・医学・ 薬学等以外
	衛生工学・水道工学	衛生工学・水道工学以外		
大学院研究科 大学の専攻科	1年以上 (6ヶ月以上)	2年以上 (1年以上)	—	—
大学	2年以上 (1年以上)	3年以上 (1年6ヶ月以上)	4年以上 (2年以上)	5年以上 (2年6ヶ月以上)
短期大学 高等専門学校	5年以上 (2年6ヶ月以上)		6年以上 (3年以上)	7年以上 (3年6ヶ月以上)
高等学校 中等教育学校	7年以上 (3年6ヶ月以上)		8年以上 (4年以上)	9年以上 (4年6ヶ月以上)
そ の 他	外国の学校において上記に相当する課程及び学科目を上記に相当する学校等において修得する程度と同等以上に修得した後それぞれ上記に相当する水道に関する技術上の実務経験を有する者			
	技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道または水道環境を選択した者に限る)で1年(6ヶ月)以上水道に関する技術上の実務経験を有する者			
	水道の工事に関する技術上の実務経験を10年(5年)以上有する者			
	厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者			

※ 1日最大給水量1,000 m³以下の専用水道については、()内の実務経験年数を有する者となる。

※ 1日最大給水量1,000 m³以下の専用水道で、消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによって給水できる場合は上記表の資格は不要。

水道技術管理者は、次に掲げる事項に関する事務に従事し、これらの事務に従事する他の職員を監督しなければなりません。

- 定期及び臨時の水質検査（法第34条第1項において準用する法第20条第1項）
- 水道業務従事者等の健康診断（法第34条第1項において準用する法第21条第1項）
- 水道施設の管理等に関する衛生上の措置（法第34条第1項において準用する法第22条）
- 給水の緊急停止（法第34条第1項において準用する法第23条第1項）
- 給水停止命令による給水停止（法第37条前段）
- ※ その他にも専用水道の布設工事に関する次の事務があります。
 - 水道施設が基準に適合しているかの調査
 - 給水開始前の水質検査及び施設検査
 - 給水装置の構造及び材質が基準に適合しているかの検査

2. 定期及び臨時の水質検査の実施 (法第 34 条第 1 項において準用する法第 20 条)

必要な届出 → **水質検査等実施届** ～ 管理規程第 3 条第 1 項

→ **水質検査不適合報告書** ～ 管理規程第 3 条第 2 項

専用水道の設置者は、供給される水が法第 4 条に定める水質基準に適合するかどうかを判断するため、定期及び臨時の水質検査を行い、検査記録を作成し、検査を行った日から 5 年間保存しなければなりません。

また、これらの検査を行うため、必要な検査施設を設置しなければなりません。厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託して行うことに替えることができます。

なお、行った水質検査の内容及び結果については、毎事業年度終了の日から 1 ヶ月以内に届け出てください。ただし、検査の結果、水質基準に適合していない場合においては、直ちに報告しなければなりません。

〈定期及び臨時の水質検査の概要〉 法施行規則第 15 条第 1 項～第 5 項

○ 毎日行う検査

検査項目：色・濁り・消毒の残留効果

採水場所：給水栓（配水管の末端の場所にある蛇口を選定すること）

○ 1 ヶ月に 1 回行う検査

検査項目：水質基準 9 項目

採水場所：給水栓（配水管の末端の場所にある蛇口を選定すること）

○ 3 ヶ月に 1 回行う検査

検査項目：水質基準 50 項目（検査の回数減・省略可が可能な項目あり）

採水場所：原則として給水栓（配水管の末端の場所にある蛇口を選定すること）

○ 臨時に行う検査

供給される水が水質基準に適合しないおそれがある場合に実施すること。

- ・ 水源の水が著しく悪化するなどの異常があったとき
- ・ 配水管の大規模な工事等により水道施設が汚染されたおそれがあるとき
- ・ 浄水の過程に異常があったとき
- ・ 水道業務従事者が消化器系感染症等を発症したとき など

検査項目：水質基準 50 項目（検査を行う必要がないと認められる項目は省略可）

採水場所：原則として給水栓（配水管の末端の場所にある蛇口を選定すること）

3. 原水に係る検査の実施 (平成 15 年 10 月 10 日健水発第 1010001 号厚生労働省健康局水道課長通知)

必要な届出 → **水質検査等実施届** ～ 管理規程第 3 条第 1 項

定期及び臨時の水質検査以外にも、水源となる原水に係る検査を行ってください。

なお、行った検査の内容及び結果については、毎事業年度終了の日から 1 ヶ月以内に、定期及び臨時の水質検査の内容及び結果と併せて届け出てください。

○ 水質検査

原水の水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも年1回は、定期的に水質検査を行い、その結果を一定期間保存すること。

検査項目：水質基準の項目のうち消毒副生成物及び味を除く項目

採水場所：水源地等（原水）

○ 指標菌並びにクリプトスポリジウム及びジアルジアの検査

原水におけるクリプトスポリジウム及びジアルジア（以下、クリプトスポリジウム等という）による汚染のおそれの程度を把握するため、原水の指標菌検査を行ってください。

その検査結果によってリスクレベルを判断し、レベルに応じた予防対策（施設の整備や定期的な指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査の実施等）をしてください。

※ 水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの判断と予防対策

原水種別等	地表水を水道の原水としており、当該原水から 指標菌が検出されたことがある施設。	地表水以外の水を水道の原水としており、当該原水から 指標菌が検出されたことがある施設。	地表水等が混入していない被圧地下水以外の水を水道の原水としており、当該原水から 指標菌が検出されたことがない施設。	地表水等が混入していない被圧地下水のみを水道の原水としており、当該原水から 指標菌が検出されたことがない施設。
リスク	レベル4 クリプトスポリジウム等による 汚染のおそれが高い	レベル3 クリプトスポリジウム等による 汚染のおそれがある	レベル2 クリプトスポリジウム等による 汚染の可能性が当面低い	レベル1 クリプトスポリジウム等による 汚染の可能性が低い
施設整備	ろ過池(膜)の出口濁度を0.1度以下に維持することが可能な ろ過設備を整備する	ろ過池(膜)の出口濁度を0.1度以下に維持することが可能な ろ過設備もしくはクリプトスポリジウム等を不活化することができる紫外線処理設備を整備する	—	—
原水等検査	水質検査計画等に基づき、 適切な頻度で原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施すること。 ただし、クリプトスポリジウム等の除去または不活化のために必要な施設を整備中の期間においては、原水のクリプトスポリジウム等を3ヶ月に1回以上、指標菌を月1回以上検査すること。	水質検査計画等に基づき、 適切な頻度で原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施すること。 ただし、クリプトスポリジウム等の除去または不活化のために必要な施設を整備中の期間においては、原水のクリプトスポリジウム等を3ヶ月に1回以上、指標菌を月1回以上検査すること。	3ヶ月に1回以上、原水の指標菌の検査を実施すること。	年1回、原水の水質検査を行い、大腸菌・トリクロロエチレン等の地表からの汚染の可能性を示す項目の検査結果から被圧地下水以外の水の混入有無を確認すること。 また、3年に1回、井戸内部の撮影等により、ケーシング及びトレーナーの状況堆積物の状況等の点検を行うこと。
水源対策	クリプトスポリジウム対策に必要な施設を整備することが困難な場合には、 クリプトスポリジウム等によって汚染される可能性の低い原水を取水できる水源に変更する必要があります。	—	—	—

4. 定期及び臨時の水質検査の委託（法施行規則第15条第8項）

定期及び臨時の水質検査を水質検査機関に委託して行うときは、次に掲げる事項を含んだ書面により委託契約を行い、その契約書は、契約終了日から5年間保存してください。

〈委託契約書の内容〉

- ① 委託する水質検査の項目
- ② 定期に行う水質検査の時期及び回数
- ③ 委託に係る料金
- ④ 試料の採取または運搬を委託するときは採取または運搬の方法
→ 採取日程・採取地点・試料容器・採取方法・運搬主体・運搬方法等
- ⑤ 水質検査の結果の根拠となる書類
- ⑥ 臨時に行う水質検査の実施の有無
(※ 臨時に行う水質検査のみを委託する場合は①及び⑥を除く)

その他、委託に関する留意事項については、次のとおりです。

- 委託料はその受託業務を遂行するのに足りる額であること。
- 試料の採取または運搬を水質検査機関に委託するときは、採取または運搬及び水質検査を速やかに行うことができる水質検査機関に委託すること。
- 試料の採取または運搬を専用水道の設置者が自ら行うときは、採取した試料を速やかに水質検査機関に引き渡すこと。
- 水質検査の実施状況は水質検査の結果の根拠となる書類等により確認すること。

5. 水質検査計画の策定（法施行規則第15条第6項及び第7号）

専用水道の設置者は、毎事業年度の開始前に、次に掲げる事項を記載した水質検査計画を策定しなければなりませんので、水道の水源やその周辺の状況等を勘案し、どのように水質検査を実施するかについての計画を立案・文書化してください。

なお、水質検査計画は、法に基づく定期及び臨時の水質検査を対象としたものですが、水質基準以外にも水質管理上留意すべき項目を位置づけた水質管理目標設定項目や原水に係る検査についても必要に応じて計画の中に位置づけることが望ましいとされています。

〈水質検査計画の内容〉～ 計画の様式等は任意で可

- 水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの（基本方針）
→ 原水から給水栓に至るまでの水質の状況、汚染の要因や水質管理上優先すべき対象項目等
- 定期の水質検査を行う項目・採水場所・検査回数（検査回数を減じる場合はその理由）
- 定期の水質検査を省略する項目及びその理由
- 臨時の水質検査に関する事項
→ 臨時の水質検査を行うための要件・検査項目等
- 水質検査を委託する場合における当該委託の内容
→ 委託の範囲(具体的な検査項目及び頻度・試料の採取及び運搬方法・臨時検査の取り扱い)
→ 委託した検査の実施状況の確認方法
- その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項
→ 検査結果の評価、検査計画の見直し、検査精度及び信頼性確保、関係者との連携等に関する事項

6. 健康診断の実施（法第34条第1項において準用する法第21条）

必要な届出 → **水質検査等実施届** ～ 管理規程第3条第1項

専用水道の設置者は、水道業務に従事している者及び水道施設の設置場所の構内に居住している者について、定期及び臨時の健康診断を行い、これに関する記録を作成し、健康診断を行った日から1年間保存しなければなりません。

なお、行った健康診断の内容及び結果については、毎事業年度終了の日から1ヶ月以内に定期及び臨時の水質検査の内容及び結果と併せて届け出てください。

〈健康診断の概要〉法施行規則第16条

病原体がし尿に排泄される感染症の患者(病原体の保有者含む)の有無について行うこと。

○ 病原体の検索

主として便について行い、必要に応じて尿・血液その他について行うこと。

○ 対象となる病原体

赤痢菌・腸チフス菌及びパラチフス菌

※ 必要に応じてコレラ菌・赤痢アメーバ・サルモネラ等。

また、急性灰白髄炎(小児麻痺)・流行性肝炎・泉熱・感染性下痢症及び各種下痢腸炎にも注意。

○ 定期の健康診断

おおむね6ヶ月ごとに行うこと。

○ 臨時の健康診断

感染症が発生した場合または発生するおそれがある場合に、発生した感染症または発生するおそれがある感染症について行うこと。

○ 他の法令に基づいて行われた健康診断の代用

他の法令に基づいて行われた健康診断の内容が相当するものであるときは、その記録をもって代用することができます。

7. 衛生上の措置（法第34条第1項において準用する法第22条・法施行規則第17条）

専用水道の設置者は、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置をしなければいけません。

○ 水道施設は常に清潔にし、水の汚染の防止を十分にすること。

○ 水道施設に人や動物等がみだりに立ち入って水が汚染されるのを防ぐため、施錠や柵の設置等必要な措置を講ずること。

○ 給水栓における水の遊離残留塩素は、0.1mg/ℓ(結合残留塩素の場合は0.4mg/ℓ)以上に保持すること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合または病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物もしくは物質を多量に含むおそれがある場合は0.2mg/ℓ(結合残留塩素の場合は1.5mg/ℓ)以上とする。

8. 業務の委託 (法第 34 条第 1 項において準用する法第 24 条の 3)

- 必要な届出 → **専用水道管理業務委託(委託契約失効)届**
～ 法第 34 条第 1 項において準用する法第 24 条の 3 第 2 項
- **受託水道業務技術管理者設置(変更)届**
～ 管理規程第 4 条において準用する管理規程第 2 条第 1 項

専用水道の設置者は、水道の管理に関する技術上の業務の全部または一部を適正かつ確実に実施することができる者として、政令で定める要件に該当するものに委託することができます。なお、その場合及びその委託に係る契約が効力を失ったときは、速やかに届け出なければなりません。

- 水道管理業務受託者の要件 (法施行令第 8 条)
委託業務を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するもの
- 委託の方法
次に掲げる事項について記載された委託契約書を作成すること。
 - ・ 専用水道の設置者及び水道管理業務受託者の住所及び氏名
(※法人または組合にあっては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
 - ・ 受託水道業務技術管理者の氏名
 - ・ 委託した業務の範囲並びに委託契約の期間及びその解除に関する事項
- 水道管理業務受託者の義務 (受託水道業務技術管理者の設置)
水道技術管理者の資格を有する受託水道業務技術管理者 1 人を置かなければなりません。
受託水道業務技術管理者は、委託された業務の範囲内について、水道技術管理者の行うべき事務に従事し、これらの事務に従事する他の職員を監督しなければなりません。
- 受託水道業務技術管理者と委託者の水道技術管理者との関係
受託水道業務技術管理者が行うこととなった事務については、水道技術管理者の責任が免除されます。また、業務の全てが委託される場合には、水道業務管理受託者が専用水道の設置者、受託水道業務技術管理者が水道技術管理者とみなされます。

9. 記載事項の変更 (法第 33 条第 3 項・管理規程第 5 条第 2 項)

- 必要な届出 → **専用水道確認申請書記載事項変更届** ～ 法第 33 条第 3 項
- **専用水道設置届記載事項変更届** ～ 管理規程第 5 条第 2 項

専用水道の設置者は、先に確認を受けている専用水道確認申請書、または届け出ている専用水道設置届の記載事項に変更が生じたときは、速やかに届け出なければなりません。

〈変更の届出を要する記載事項の内容〉

- ・ 申請者または設置者(所有者)の住所及び氏名
(※ 法人または組合にあっては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
- ・ 変更した水道事務所の所在地

10. 施設の増設・改造・新設（法第 32 条並びに法第 34 条第 1 項において準用する法第 13 条）

必要な申請 → **専用水道確認申請書** ～ 法第 32 条

→ **専用水道給水開始届** ～ 法第 34 条第 1 項において準用する法第 13 条

専用水道の設置者は、水道施設の増設または改造、新たな水源地への変更など布設工事を行うときは、確認を受けなければなりません。

また、増設または改造、新設に係る水道施設を使用して給水を開始しようとするときはあらかじめ届け出て、かつ、水質検査及び施設検査を行い、検査に関する記録を作成し、検査を行った日から 5 年間保存しなければなりません。

11. 専用水道の廃止等（管理規程第 6 条）

必要な届出 → **専用水道廃止等届** ～ 管理規程第 6 条

専用水道の設置者は、専用水道を廃止したとき、または水源の変更・給水人口の減少等により専用水道に該当しなくなったときは、速やかに届け出なければなりません。

12. 給水の緊急停止（法第 34 条第 1 項において準用する法第 23 条第 1 項）

必要な届出 → **給水緊急停止報告書** ～ 管理規程第 11 条

専用水道の設置者は、供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険であることを利用者や市水道課等の関係者に周知させなければなりません。

なお、給水を緊急停止したときは、直ちに報告してください。

13. 報告の徴収及び立入検査（法第 39 条第 2 項・管理規程第 10 条第 1 項及び第 3 項）

専用水道の設置者から管理規程第 3 条第 2 項の規定による水質基準不適合報告書の提出があったときその他必要があると認めるときは、法第 39 条第 2 項の規定に基づき、必要な報告の徴収または立入検査を行い、その結果、改善を要する事項があると認めるときは、改善指導票を交付し、その改善について指導します。

(参考／専用水道の管理に係る届出等) 管理規程第 12 条

届出等する事由(内容)	提出書類(様式名称)	提出時期	様式番号
水道技術管理者を設置(変更)したとき	水道技術管理者設置(変更)届	事由発生後速やかに	様式第 7 号
水質検査及び健康診断の実施内容及び結果の報告	水質検査等実施届	事業年度終了後 1 ヶ月以内	様式第 8 号
水質検査の結果、水質基準に適合していないとき	水質基準不適合報告書	事由発生後直ちに	様式第 9 号
水道管理業務を第三者に委託したとき または当該委託契約が失効したとき	専用水道管理業務委託(委託契約失効)届	事由発生後速やかに	様式第 10 号
水道管理業務受託者が受託水道業務技術管理者を設置(変更)したとき	受託水道業務技術管理者設置(変更)届		様式第 11 号
先に確認を受けている専用水道確認申請書の記載事項に変更が生じたとき	専用水道確認申請書記載事項変更届		様式第 3 号
先に届け出ている専用水道設置届の記載事項に変更が生じたとき	専用水道設置届記載事項変更届		様式第 13 号
水道施設の工事を行うとき (増設・改造・水源変更による新設等)	専用水道確認申請書 専用水道工事設計書	工事開始前	様式第 1 号 様式第 2 号
増設・改造・新設に係る水道施設を使用して給水を開始するとき	専用水道給水開始届	給水開始前	様式第 6 号
専用水道を廃止したとき または専用水道に該当しなくなったとき	専用水道廃止等届	事由発生後速やかに	様式第 14 号
給水を緊急停止したとき	給水緊急停止報告書	事由発生後直ちに	様式第 24 号